

# ケアハウス おおぞら 重要事項説明書

(令和6年 4月 1日現在)

## 1. ケアハウス おおぞら の概要

法人種別	社会福祉法人 恵成会
名称	ケアハウス おおぞら
代表者役職・氏名	理事長 岡田 吉史
所在地	三重県伊賀市高畑784-2
電話番号	0595-21-8278
FAX番号	0595-21-8258

## 2. 提供するサービス内容

- ① 食事・・・1階食堂にて、1日3食ともに高齢者に適した献立で、四季折々のメニューも織り込んで提供いたします。
- ② 入浴・・・1階の共同浴室を利用させていただきますが、夫婦部屋は風呂付で、風呂付の1人部屋も6室ご用意しております。
- ③ 相談・・・施設の職員が、日常生活や健康状態等さまざまなご相談を受け、助言もさせていただきます。
- ④ 緊急対応・・・疾病、負傷などの緊急の場合、ナースコールにより通報できます。スタッフが迅速に対応し、緊急医療の手配もいたします。夜間も宿直者が対応いたします。
- ⑤ 趣味・娯楽・運動・・・入居者の生きがい向上につながるよう、四季それぞれのレクリエーションや常設のカラオケ、俳句教室、ガーデニング、菜園やゲートボール、グラウンドゴルフ、ウォーキング、音楽療法教室などを楽しんでいただけます。また、地域の交流の場としても提供いたします。
- ⑥ 送迎車の運行・・・通院や買い物等のために送迎車を運行いたします。

## 3. 設備の概要

定員	50名	相談室	2室
居室	1人部屋46、2人部屋2	ラウンジ	1
食堂	1	娯楽室	1室
ゲストルーム	1室	交流室	2室
浴室	男子浴室1、女子浴室1	事務室	1室

#### 4. 職員の体制

施設長	1名	※ 給食業務に従事する職員（調理師等）が確保できない場合は、給食業務を業者委託する場合があります。
事務長	1名	
生活相談員	1名	
介護職員	2名	
栄養士	1名	
調理師	4名	
計	11名	

#### 5. 利用料金

利用者の前年の収入によって利用料が変わります。サービスの提供に要する費用・居住に関する費用・生活費の合計金額が利用料金になります。なお、自室での電気代・水道代・ガス代・電話・居室用備品使用料及び外部サービスは別途請求させていただきます。

生活費・サービスの提供に要する費用は、国の基準が改正されたときは、その都度改正されます。

### ケアハウス おおぞら 基本料金表

（令和6年4月現在）

#### ① サービスの提供に要する費用

対象収入による階層区分		本人からの事務費徴収額（月額）
1	1,500,000円以下	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000円
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000円
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000円
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000円
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000円
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000円
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000円
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000円
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000円
14	2,700,001円以上	69,200円

※ 国の基準により、利用者の前年の収入に応じた額です。

※ 夫婦で同居する場合は、夫婦の収入を合算し、1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合は、30%減額した額を徴収します。

② 居住に関する費用

一括方式	入居時	A 6,210,000 円 B 7,020,000 円		
併用方式	入居時	A 3,105,000 円 B 3,510,000 円	毎月	A 14,150 円 B 16,000 円
分割方式			毎月	A 28,300 円 B 32,000 円

※中途（20年未満）で退去される場合は、未入居月数分をお戻しいたします。

※2人居室は、1人部屋の管理費Aの2倍となります。

③ 生活費

4月～10月 月額 ￥50,732円

11月～3月 月額 ￥52,900円 （暖房費 ￥2,168円含む）

【注】居室用備品使用料 月額 ￥5,000円（ベッド、冷蔵庫、エアコン、収納庫等）

自室での電気代、水道代、ガス代、電話代、居室用備品使用料及び外部サービスは、自己負担となります。

生活費・事務費については、国の基準が改正された場合、それにより改正されます。

## 6. 協力医療機関

当施設は利用者に入院治療が必要になったときの備えとして、近隣の病・医院に承諾を得て、協力医療機関を定めています。

また、協力歯科医療機関についても定めています。

協力医療機関名	診療科目	依頼施設
竹澤内科小児科医院	内 科 小児科	ケアハウス おおぞら
岡波総合病院	総 合	ケアハウス おおぞら
たけざわクリニック	内 科	ケアハウス おおぞら

## 7. 緊急時の対応方法

入居者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

### 【緊急連絡先】

氏名		
住所		
電話番号		
続柄		
携帯等		

## 8. 苦情受付窓口

ご利用の相談、サービスについての相談及び皆様からの苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

担当窓口 TEL 0595-21-8278 (担当 岡田)  
0595-21-8258

または、玄関ホールに設置の投書箱におねがいします。

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・伊賀市介護高齢福祉課 (月～金曜日、8:30～17:15)  
三重県伊賀市四十九町3184番地  
TEL 0595-26-3939 FAX 0595-26-3950
- ・三重県福祉サービス運営適正化委員会  
三重県津市桜橋2丁目131  
TEL 059-224-8111 FAX 059-213-1222
- ・三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課  
三重県津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館2階  
TEL 059-213-6500 (月～金曜日、9:00～17:00)

## 9. 秘密保持の厳守

- (1) 施設およびすべての職員は、サービスを提供する上で知り得た入居者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、雇用契約終了後も同様とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の情報を提供しません。

## 10. 虐待防止

- (1) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。
- ①虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ②虐待防止のための指針の整備
  - ③虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (2) 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11. 身体拘束

当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

## 12. 非常災害対策

- |            |                |
|------------|----------------|
| (1) 災害時の対応 | 消防計画により対応します。  |
| (2) 防災設備   | 必要な設備を備えております。 |
| (3) 防災訓練   | 年2回防災訓練を実施します。 |
| (4) 防火管理者  | 岡田 健太郎         |

## 13. 衛生管理

- (1) 当施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。
- (2) 当施設は、当該施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるように努めます。

- ①施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- ③事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 1 4. 業務継続計画の策定

- (1) 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- (2) 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- (3) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

#### 1 5. 職員研修等

- (1) 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。また、業務の執行体制についても検証、整備します。
  - ①採用時研修 採用後3ヵ月以内
  - ②継続研修 年2回
- (2) 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

#### 1 6. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施はありませんが、2年に1度の社会福祉施設指導監査にて指導を仰いでいます。

サービス提供（入居開始）にあたり、利用者（入居者）に対して契約書及び本紙面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 三重県伊賀市高畑784-2  
社会福祉法人 恵成会  
ケアハウス おおぞら

説明者 \_\_\_\_\_ 印

---

私は、契約書及び本書面により、事業所からケアハウス おおぞら について重要事項の説明を受けました。

なお、サービス利用（入居）にあたり、この施設のきまりを遵守し、職員の指示に従います。

令和 年 月 日

利用者（入居者） \_\_\_\_\_ 住 所

\_\_\_\_\_ 氏 名 印

身元保証人 \_\_\_\_\_ 住 所

\_\_\_\_\_ 氏 名 印